

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【公表番号】特表2005-521760(P2005-521760A)

【公表日】平成17年7月21日(2005.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2005-028

【出願番号】特願2003-574732(P2003-574732)

【国際特許分類】

C 0 9 C	3/06	(2006.01)
A 6 1 K	8/18	(2006.01)
A 6 1 Q	1/02	(2006.01)
A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	1/06	(2006.01)

【F I】

C 0 9 C	3/06	
A 6 1 K	7/02	P
A 6 1 K	7/027	

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月27日(2006.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

粒子が、長さ2μm～5mm、幅2μm～2mm、厚さ50nm～1.5μmを有し、長さ対厚さの比が少なくとも2：1であり、粒子が、二つの実質的に平行な面を有するコアS^Dを有し、それらの面の間の距離が前記コアの最短軸であり、場合によっては、これら平行な面又は全表面に適用された層Q^Z及び／又はD^Mを有する顔料であって、

- ・前記コアS^Dが、20～350nmの厚さを有し、ケイ素を50～97原子%含み、このケイ素が、ケイ素100原子%あたり3～95原子%の酸素に結合しており、
- ・場合によっては、厚さ0～500nmの層Q^Zが存在し、この層がコアS^Dに適用され、ケイ素を17～51原子%含み、このケイ素が、ケイ素100原子%あたり95原子%を超える酸素に結合しており、
- ・場合によっては、厚さ0～300nmの層D^Mが存在し、この層が、粒子の最大可視反射の波長で50～100%の透明度及び複素屈折率：

【数1】

$$\tilde{N} = n + ik$$

(ただし、条件：

【数2】

$$\sqrt{n^2+k^2} \geq 1.5$$

による)を有し、実質的に炭素、有機化合物、金属、誘電体又はそれらの混合物からなり、前記コアS^D上にあるか、又は層Q^Zが存在するならば、その層Q^Zによって前記コアS^Dから隔てられている顔料。

【請求項2】

厚さ2~250nm、好ましくは10~100nmの、n_D 1.6の無機誘電体のさらなる層によってさらに包囲されている、請求項1記載の顔料。

【請求項3】

前記さらなる層の誘電体が、場合によっては部分的又は完全に加水分解されていてよい酸化ケイ素である、請求項2記載の顔料。

【請求項4】

高分子量有機材料と、前記高分子量有機材料に基づいて0.01~80重量%、好ましくは0.1~30重量%の請求項1、2又は3記載の顔料とを含む組成物。

【請求項5】

化粧品調製物又は配合物の全重量に基づいて0.0001~90重量%の請求項1、2又は3記載の顔料と、10~99.9999重量%の化粧品に適したキャリヤ材料とを含む化粧品調製物又は配合物。